

# 町からのお知らせ



## ごみの野焼き（屋外焼却）は犯罪です！！

### ◆野焼き（屋外焼却）はなぜダメなのか

廃棄物処理場の焼却施設は、高温に管理された焼却が行われ発生する排ガスは高度な処理設備で処理されますが、野焼きでは、有害物質の発生が避けられません。

野外での焼却は、煙・すす・悪臭により周囲の人に迷惑をかけ、さらには、火災を引き起こす危険性もあります。



焼却炉から煙が出ている時、隣近所では焦げ臭いにおいが家の中に入ってきます。換気をしようとしても窓を開けると煙が入ってくるので換気ができません。「自分の家から離れてるから...」と外で焼かないようにしましょう！

### ◆ごみ焼却炉の構造基準について

家庭用の焼却炉のほとんどは、下記の構造基準を満たしていませんので使用しないようお願いします。

◇使用が認められているごみ焼却炉の基準は次のとおりです◇

- ①ごみを焼却室で摂氏800℃以上の状態で燃やすことのできるもの
- ②外気と遮断された状態でごみを焼却室に投入できること
- ③燃料室の温度を測定できる装置（温度計）があること
- ④高温で燃焼できるように助燃装置（バーナー等）があること
- ⑤焼却に必要な量の空気の通風が行われているものであること

廃棄物の屋外焼却、いわゆる野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一部の例外を除き禁止されています。法律に違反すると行為者は5年以下の懲役若しくは1千万円以下（法人は3億円以下）の罰金、またはこれの併科が適用されていますが、残念ながら違反が後を絶ちません。

また、焼却炉を使用した廃棄物の焼却であっても 「一定の構造基準」を満たしていない場合は使用できません。

（住民課 住民環境係）

## 地域の相談員をお知らせします

興部町では、北海道の条例に基づいて、2名の方を地域相談員に委嘱しています。障がいのある方や、その家族からの身近な相談窓口ですので、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

「私たちの町の地域相談員です」

| 区分       | 氏名     | 住所   | 任期（2年）       |
|----------|--------|------|--------------|
| 身体障害者相談員 | 吉浦 章   | 本 町  | 平成30年3月31日まで |
| 知的障害者相談員 | 加瀬谷 金美 | 沙留西町 | 平成30年3月31日まで |

◎お問合せ先 福祉保健総合センター「きらり」内  
福祉保健課社会福祉係 TEL82-4120

## 平成28年度 春の一斉清掃の実施について

町では、“清潔で美しく住みよい郷土おこっぺ”をめざして、「春の一斉清掃日」を設定します。

各自治会においては、朝のひととき、公園・道路など町内の清掃を実施しましょう。

1. と き 5月15日（日）
2. と ころ 公園・道路・空地などの公共用地（各自治会ごと）
3. 実施団体 興部町・興部町自治会連合会
4. 回収及び搬入方法
  - ・一般廃棄物処理場のごみ受入は行わないので、各自治会で収集日にごみステーションに入れてください。
  - ・ごみは指定袋に入れて出すこと（自治会宛に送付している袋）
  - ・「燃やすごみ」・「燃やさないごみ」それぞれに分別してください。
5. その他
  - ①産業廃棄物は、全て専門業者に依頼して処分するよう法律で義務づけられているので受入れできません。
  - ②雨天であっても各自治会で実施の可否を判断して行ってください。

（住民課 住民環境係）

## 健康推進係からのお知らせ

### 1. 5月に実施する健診事業

| 事業名            | 期日       | 受付時間        | 会場              |
|----------------|----------|-------------|-----------------|
| 乳児健康診査         | 5月12日(木) | 12:30~15:30 | 福祉保健総合センター「きらり」 |
| フッ素塗布          | 5月20日(金) | 13:30~14:30 | 福祉保健総合センター「きらり」 |
| 1歳6ヶ月児・3歳児健康診査 | 5月26日(木) | 12:30~15:30 | 福祉保健総合センター「きらり」 |

※対象となるお子さんのいるご家庭へは、健診日が近くになりましたらご案内をお送りいたします。

## 平成28年度 狂犬病予防注射及び畜犬登録の実施のお知らせ(5月25日~5月26日)

日本ではここ数年狂犬病の発生事例はありませんが、感染した犬に噛まれた場合はウイルスにより死に至ることもある大変な病気です。

法令等に基づき、畜犬登録及び狂犬病予防注射は必ず受けなければいけないことになっております。

なお、当日都合が悪い方は、[オコッペ動物病院\(栄町 Tel82-2846\)](#)等にて直接受けてください。

予防注射について相談等がある場合、役場住民課 住民環境係まで連絡ください。

狂犬病の発生を予防し、撲滅するため狂犬病予防法に基づき狂犬病予防注射及び畜犬登録を下記のとおり実施いたします。

#### 【犬の登録方法】

- 新たに生後91日以上の子犬を取得したときは、30日以内に役場住民課住民環境係の窓口で登録をしてください(生涯1回)。しかし、予防注射は毎年必ず受けなければなりません。
- 座敷犬(室内犬)についても同様なので登録・予防注射を受けてください。

#### 【登録手数料および注射料金】

|       |       |        |                              |
|-------|-------|--------|------------------------------|
| 1頭につき | 登録手数料 | 3,000円 |                              |
|       | 注射料金  | 3,110円 | 注射料 2,560円<br>注射済票交付手数料 550円 |
|       | 合計    | 6,110円 |                              |



※登録をしている犬は注射料金の3,110円のみとなります。

※初めて登録をする犬は、登録手数料と注射料金の6,110円がかかります。

#### 【注意】

- 犬の鑑札と狂犬病予防注射済票は、犬の首輪に付けていなければなりません。
- 次の場合は、役場に届出をしてください。  
**飼犬が死亡したとき、飼主の住所が変わったとき、飼主が変わったとき**

### ◆5月25日 水曜日

| 町内名 | 実施会場   | 時間            |
|-----|--------|---------------|
| 宮北  | 宮下集会所前 | 9時00分~9時05分   |
|     | 森田博寿宅前 | 9時25分~9時30分   |
|     | 河原光義宅前 | 9時45分~9時50分   |
|     | 松村梅造宅前 | 10時05分~10時10分 |
| 浜宇  | 浜町会館前  | 10時40分~10時50分 |
|     | 村上義男宅前 | 13時15分~13時20分 |
|     | 高橋修一宅前 | 14時00分~14時05分 |
| 秋   | 裕一寿宅前  | 14時20分~14時30分 |
|     | 三浦敏宅前  | 14時40分~15時00分 |
| 宮下  | 大石晃司宅前 | 15時25分~15時30分 |

### ◆5月26日 木曜日

| 町内名 | 実施会場      | 時間            |
|-----|-----------|---------------|
| 春日  | 町民運動広場入口  | 9時00分~9時10分   |
| 秋   | 永田貢宅前     | 9時30分~9時35分   |
|     | 秋里集落センター前 | 9時45分~9時55分   |
| 豊   | 酒井啓雄宅前    | 10時10分~10時15分 |
|     | 支倉勝宅前     | 10時20分~10時25分 |
|     | 米田博志宅前    | 10時35分~10時40分 |
| 旭   | 役場車庫前     | 13時00分~13時15分 |
| 緑   | 緑ヶ丘児童公園前  | 13時15分~13時30分 |
| 栄   | 栄町児童公園前   | 13時30分~13時40分 |
| 泉   | 勤労者センター前  | 13時45分~14時00分 |
| 新   | 新泉町会館前    | 14時05分~14時15分 |
| 幸   | 細川明宅前     | 14時15分~14時20分 |
| 仲   | 公民館前      | 14時20分~14時35分 |
| 元   | 出雲大社前     | 14時40分~14時50分 |
| 東   | 東町公住入口    | 14時55分~15時10分 |

(敬称省略)

※時間については、多少前後することもありますのでご了承ください。

次回実施6月29日の分については後日お知らせします。

(住民課 住民環境係)

## 上下水道使用料徴収受託者のお知らせ

平成28年度の上下水道使用料徴収受託者が、下記のとおり決まりましたので、お知らせします。

【興部地区】元町古川ゆきさん

【沙留地区】沙留旭町大館順子さん

(上下水道課 水道管理係)

## 身体障がい者・精神障がい者に対する 平成28年度軽自動車税の減免について

身体障がい者又はその方と生計を同一にする方が所有する軽自動車で、障がい者本人が運転する車又は、生計を同一にする方がもっぱら障がい者のために運転（通学、通院、通所又は生業）する車については、軽自動車の課税免除（減免）の適用が受けられます。（ただし一人の身体障がい者等について1台とし、事業用車を除きます）

◎減免に該当する障がい者を有する方とは、次の表に掲げる方とする。

| 該 当 者                   |   |                                      |
|-------------------------|---|--------------------------------------|
| 障 害 区 分                 | 身体障患者手帳の者                                     | 戦傷病者手帳の者                             |
| 視 覚 障 害                 | 1級～3級、4級の1                                    | 特別項症～第4項症                            |
| 聴 覚 障 害                 | 2級、3級   | 特別項症～第4項症                            |
| 平 衡 機 能 障 害             | 3級、5級   | 特別項症～第4項症                            |
| 音 声 機 能 障 害             | 3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）                     | 特別項症～第2項症<br>（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る） |
| 上 肢 不 自 由               | 1級、2級、3級                                      | 特別項症～第3項症                            |
| 下 肢 不 自 由               | 1級～6級   | 特別項症～第6項症<br>第1款症～第3款症               |
| 体 幹 不 自 由               | 1級～3級、5級                                      | 特別項症～第6項症<br>第1款症～第3款症               |
| 心 臓 機 能 障 害             | 1級、3級、4級                                      | 特別項症～第3項症                            |
| 腎 臓 機 能 障 害             | 1級、3級、4級                                      | 特別項症～第3項症                            |
| 呼 吸 器 機 能 障 害           | 1級、3級、4級                                      | 特別項症～第3項症                            |
| ぼうこう又は直腸の機能障害           | 1級、3級、4級                                      | 特別項症～第3項症                            |
| 小 腸 の 機 能 障 害           | 1級、3級、4級                                      | 特別項症～第3項症                            |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害     | 1級、2級、3級、4級                                   |                                      |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害 | 〔上肢機能〕<br>1級、2級、3級<br>〔移動機能〕<br>1級～6級         |                                      |
| 精 神 障 害                 | 療育手帳又は精神障がい者の通院医療費の公費負担に係る患者票及び精神障害の状態に関する証明書 |                                      |
| 肝 臓 機 能 障 害             | 1級、2級、3級、4級                                   | 特別項症～第3項症                            |

### ◎手続きに必要なもの

- ①運転免許証 ②身体障害者手帳、戦傷病手帳又は療育手帳等 ③印鑑  
④平成28年度軽自動車税納税通知書

### ◎減免の手続き

上記に該当し減免を受けようとする方は、平成28年度軽自動車税納税通知書が到着しだい **5月30日（月）** までに、役場住民課税務係又は沙留出張所に申請書を提出して下さい。（なお、申請書は役場住民課税務係及び沙留出張所にあります。）

※昨年度、減免決定となった方につきましても、減免申請が必要となりますのでご注意ください。

お問い合わせは、役場住民課税務係（Tel 82-2164）

## 軽自動車税納税証明書（車検用）の発行について

□座振替・郵便振替の方法により納税を選択されている方の車検用の納税証明書につきましては、振替後に郵送をしておりましたが、一般的に車検の受検は2年に1回で納税証明書の必要のない年もあることから、請求のあった場合に発行することとしています。

つきましては、車検時に必要な場合は、下記窓口で請求されますようお知らせいたします。

※納付書により納税されている方は、従来どおり納付書の「軽自動車税納税証明書（車検用）」をご使用下さい。

■請求方法 車検証などをご持参いただき、納税者のお名前と車輛番号をお伝え下さい。  
※納税証明書を紛失したことにより再発行についても同様です。

■手数料 無 料

■交付窓口 興部町役場住民課税務係・沙留出張所

※交付時までに納税されていることが前提条件となります。

◎お問い合わせ 興部町役場住民課税務係（Tel 82-2164）

## 相談センターふくろうより～仕事や健康、お金でお困りの方へ～

相談センターふくろうでは、相談会を行っています。

仕事・お金・生活・病気などでお困りの方や、どこに相談して良いかわからないなどの困りごとに対して、どうしたら良いか一緒に考えていきます。

相談は無料で秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。また、ご利用の際にはご予約ください。

◎日 時 **5月10日（火） 11:00～12:00**

◎場 所 福祉保健総合センター「きらり」相談室

◎申 込 先 オホーツク相談センター ふくろう

Tel 0157-25-3110



## 「高齢者の手芸のつどい」のお知らせ

地域づくりサポートの会**手芸活動グループ**では、興部会場・沙留会場で町民の方と一緒に“手芸のつどい”を開催致します。

皆さんとお話しをしながら作品を作り、楽しいひと時を過ごしましょう。

### ★期日・内容

【興部会場： 興部町老人福祉センター 集会室】

| 期日         | 作品及び材料(1作品分)   |
|------------|--|
| 5月25日(水曜日) | <b>作品：めがねケース</b><br>材料：布等の材料は手芸グループで用意致します。<br>材料費：300円(1個分) |
| 6月22日(水曜日) | <b>作品：サマーヤンで作るバッグ</b><br>材料：サマーヤン、裏地は手芸グループで提供致します。          |
| 7月13日(水曜日) | 材料費：接着芯 250円   |

【沙留会場： 沙留公民館 研修室】

| 期日         | 作品及び材料(1作品分)   |
|------------|--|
| 5月17日(火曜日) | <b>作品：めがねケース</b><br>材料：布等の材料は手芸グループで用意致します。<br>材料費：300円(1個分) |
| 6月21日(火曜日) | <b>作品：サマーヤンで作るバッグ</b><br>材料：サマーヤン、裏地は手芸グループで提供致します。          |
| 7月19日(火曜日) | 材料費：接着芯 250円   |

★時間： 午後1時30分～4時

★対象： 概ね65歳以上の方(65歳以下の方も大歓迎です)

★持参する物：①材料・又は材料費 ②裁縫道具

★参加料： 無料

★主催： おこっぺ町地域づくりサポートの会『手芸活動グループ』代表 高橋 和子

★申込期日： **初めて参加される方は、期日1週間前までに**下記にお申込み下さい。

◆問い合わせ・申込み先 興部町福祉保健総合センター 「きらり」内  
地域包括支援センター Tel 82-4155

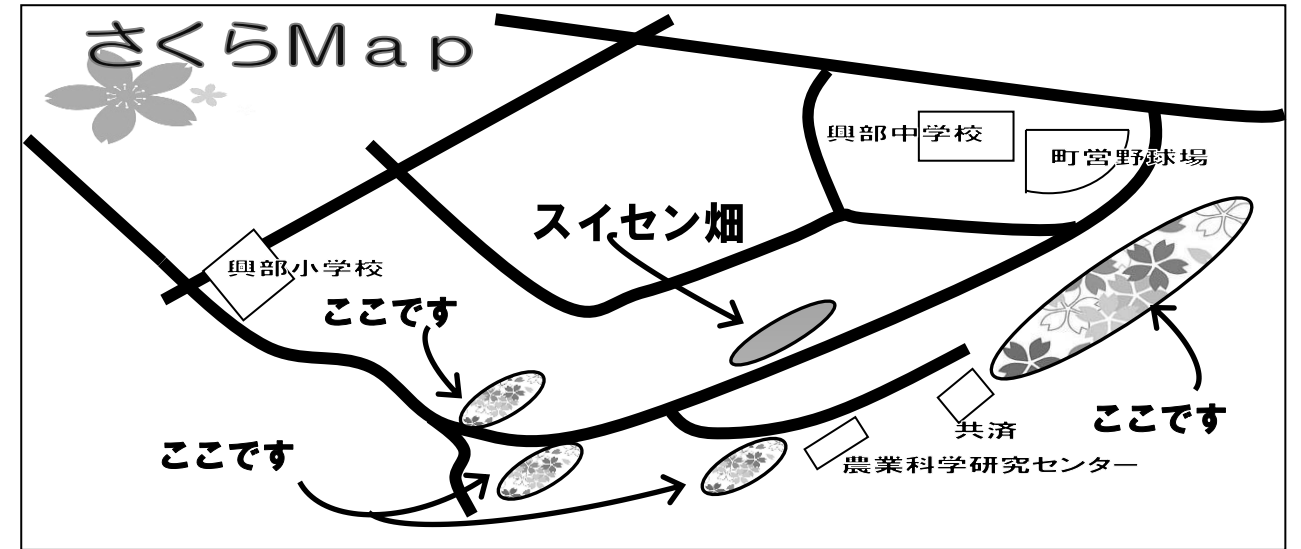
## 町内の桜とスイセンが咲きます

「おこっぺさくらの会」が管理、保護・育成している町内各所にある様々な種類の桜と「花とみどりの景観整備事業」により整備した酪農の丘のスイセンが見ごろを迎えます。

❁桜開花予想 5月初旬～中旬

❁宮下町 旧妙覚寺跡 エゾヤマザクラ(樹齢100年～120年)  
※周辺に小さいイチヨウの苗木がありますので、踏まないように注意してご鑑賞ください。

❁酪農の丘 チシマザクラ 約500本



❁桜開花予想 5月中旬～6月上旬

❁幸町 ふれあいの森(おこっぺ保育所隣)  
クシロヤエザクラ 約30本(札幌おこっぺ会30周年記念植樹)  
カンザン、コウカ、オモイガワ、ヤエベニオオシマ、マイヒメ 他

### そのほかの町内ビューポイント

5月初旬開花予想 ❁本町交差点：菊地様宅 チシマザクラ

5月中旬開花予想

❁アニュー噴水前 ギョイコウ(黄色い桜)、ヤエベニシダレ

❁仲町：田村様宅 シダレザクラ ❁仲町：中島時計店様 ヤエベニシダレ

❁仲町：賀寿当様 タイザンフクン ❁泉町：宮澤様宅 マツマエハヤザキ

❁元町交差点：佐藤様宅 シベリアザクラ



スイセン開花予報  
酪農の丘 5月初旬～  
26種類 面積5,000㎡



## 興部町地域防災計画の改訂を行いました

興部町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規程に基づき、興部町防災会議が作成する計画です。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震により、甚大な人的・物的被害が発生しました。その厳しい教訓を受けて、これまでに国の防災基本計画、北海道地域防災計画の改訂が行われています。

こうした背景の中、興部町では、震災以前より地域防災計画の大幅な改訂を行っていないことから、国・北海道の計画改訂、また、東日本大震災での教訓を踏まえた災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を新たに防災の基本方針とし、庁内体制や地震・津波対策の充実・強化に重点的に取り組むこととして興部町地域防災計画の改訂を行い、避難勧告等の判断・伝達マニュアル、避難所運営マニュアルを新たに作成し、防災会議において見直しを進めてきましたが、平成28年3月25日に開催された興部町防災会議において計画が承認されました。

計画等についてはホームページで閲覧可能です。また、下記の場所で閲覧する事ができます。

### ◆興部町防災計画等の閲覧場所

- ・興部町役場総務課
- ・興部町図書館
- ・沙留公民館

※興部町ホームページ

<http://www.town.okoppe.lg.jp/>

◆問い合わせ 興部町役場 総務課 情報管理係 TEL82-2131



## 町有地（本町地区）売り払いのお知らせ

町では、次の土地を売り払いいたします。

○売り払い場所 興部町本町（吉浦様 隣）

○申し込み条件及び売り払い条件

1. 町内在住、又は町外の方で本町に定住を希望される方。
  - (ア) 町内に住所を有する方による購入については、用途（使い方）を限定しません。〔住宅を建てなくても構いません〕
  - (イ) 町外に住所を有する方の購入については、土地売買契約日から5年以内に町内に住所を有し、かつ5年以内に住宅又は店舗等を建築することが確実な方。
2. 町税を滞納している方及び投機的転売を目的とする方は申し込みできません。

3. 所有権移転登記の際に必要な登録免許税及び不動産売買契約に伴う印紙代は、購入者の負担となります。
4. 売り払いの土地については、現況のままです。
5. 売り払い代金は、原則、契約締結後の請求により、請求日より30日以内に一括して納入していただきます。

○申し込み方法及び申し込み期限

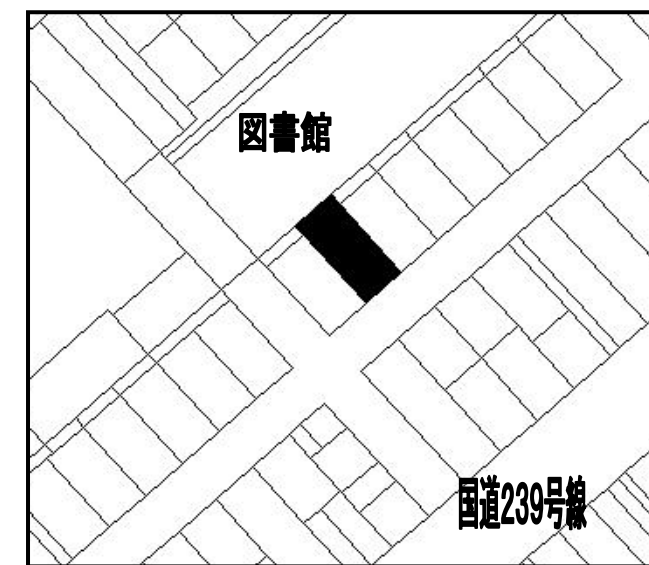
1. 町有地売払申請書及び納税証明書、もしくは非課税証明書を提出すること。
2. 複数の申し込みがあった場合は抽選となります。
3. **申し込み期限については、平成28年6月10日（金）までとします。**

※ 期限まで購入希望者がなかった場合は、以降随時受け付けをし、先着順とさせていただきます。

| 売り払い物件                   | 地目 | 面       | 積      | 売り払い金額     |
|--------------------------|----|---------|--------|------------|
| 本町（吉浦様 隣）<br>（字興部315番地1） | 宅地 | 234.65㎡ | 70.98坪 | 1,582,000円 |

売払位置図

拡大図



※詳細については、企画財政課地域振興係（TEL82-2132内線322）までお問い合わせ下さい。

## 町有地（沙留旭町地区）売り払いのお知らせ

町では、次の土地を売り払いいたします。

○売り払い場所 興部町沙留旭町（公営住宅跡地）

○申し込み条件及び売り払い条件

1. 町内在住、又は町外の方で本町に定住を希望される方。
2. 土地販売契約日から2年以内に居住用の住宅を建設することが確実な方。  
ア) 売り払いについては申込者1名につき1区画としますが、期限までに申込者がいなかった場合、⑤⑥⑦⑧の区画は申込者1名につき、続き区画で2区画まで購入可とします。  
イ) 2区画売り払いの場合は、居住用の住宅の他に、倉庫の建設も可とします。
3. 町税を滞納している方及び投機的転売を目的とする方は申し込みできません。
4. 所有権移転登記の際に必要な登録免許税及び不動産売買契約に伴う印紙代は、購入者の負担となります。
5. 売り払いの土地については、現況のままです。
6. 売り払い代金は、原則、契約締結後の請求により、請求日より30日以内に一括して納入していただきます。

○申し込み方法及び申し込み期限

1. 町有地売払申請書及び納税証明書、もしくは非課税証明書を提出すること。
2. 1区画に複数の申し込みがあった場合は抽選となります。
3. **申し込み期限については、平成28年6月10日（金）までとします。**

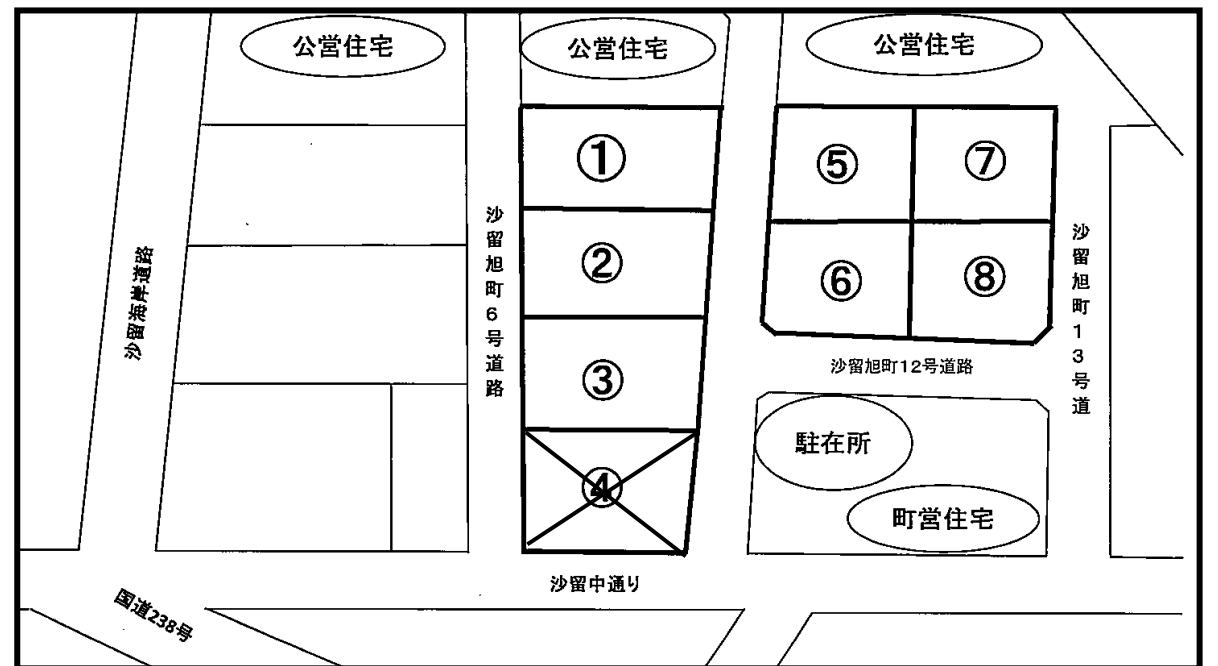
○売り払い物件

| 番号 | 地番         | 面       | 積       | 売り払い金額     |
|----|------------|---------|---------|------------|
| ①  | 字沙留405-112 | 435.50㎡ | 131.73坪 | 1,296,000円 |
| ②  | 字沙留405-118 | 435.51㎡ | 131.74坪 | 1,296,000円 |
| ③  | 字沙留405-126 | 435.51㎡ | 131.74坪 | 1,296,000円 |
| ⑤  | 字沙留405-114 | 339.81㎡ | 102.79坪 | 993,000円   |
| ⑥  | 字沙留405-121 | 339.78㎡ | 102.78坪 | 1,048,000円 |
| ⑦  | 字沙留405-115 | 339.59㎡ | 102.72坪 | 993,000円   |
| ⑧  | 字沙留405-123 | 339.64㎡ | 102.74坪 | 1,048,000円 |

※①～⑧の地目は全て「宅地」です。

※④の区画は売却済みです。

## 売払位置図



※詳細については、企画財政課地域振興係（Tel 82-2132内線322）までお問い合わせ下さい。

平成28年5月1日で

町内・町民の

交通死亡事故ゼロ3181日

スピードダウンとシートベルトの全席着用

